

## 〔基本施策 - 23〕 自然環境に優しいまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 大切な財産を残す景観づくり

- ◆ 過疎・高齢化による労働力の低下から、耕作放棄地の拡大や竹林の荒廃、廃屋の増加等により、美しい農山村の景観や歴史・文化遺産、良好な町並みなどの景観の悪化が懸念されます。

## (2) 地球環境保全の推進

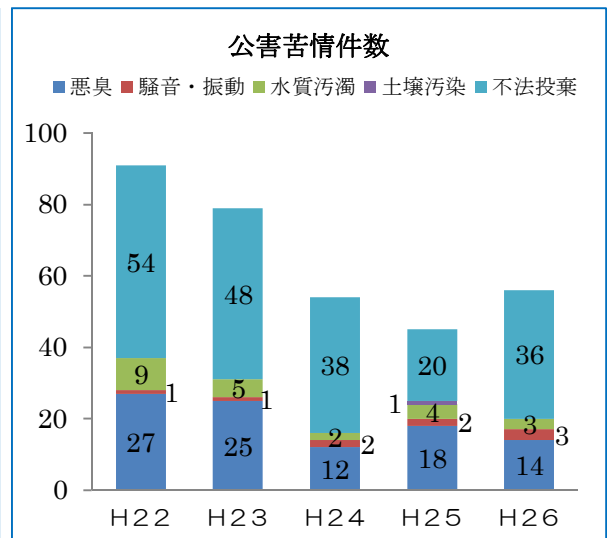
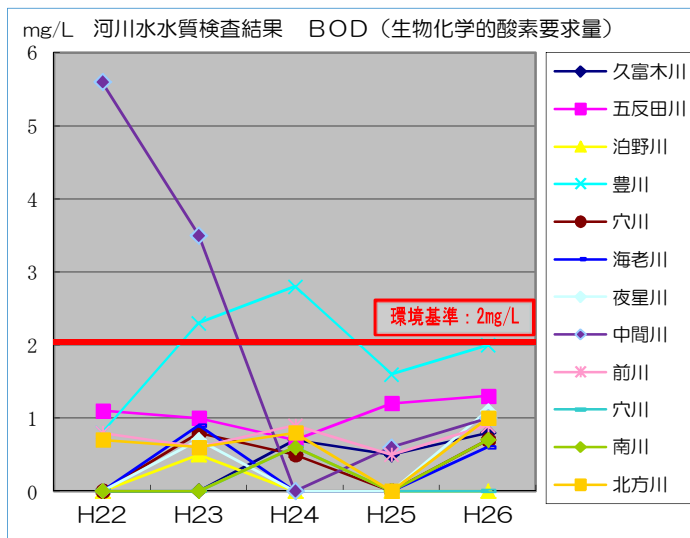
- ◆ 大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたこれまでの社会システムは、地球温暖化、酸性雨、有害化学物質問題等に代表される地球環境問題を顕在化させ、人体への被害など人々の生活を脅かしており、地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムの構築が求められています。
- ◆ 東日本大震災を起因とする福島第1原発事故によって、全国的に再生可能エネルギーの導入が加速していますが、これまで再生可能エネルギーとして中心的に推進されてきた太陽光発電システムに加え、今後においては、風力、小水力、バイオマスなど、地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用の可能性について、導入調査・検討が求められています。

## (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 河川等の水質に影響を及ぼす生活雑排水の中で、し尿に関してはほとんどが浄化槽又は汲み取りにより適正に処理されていますが、これらで処理されずに河川等に放流されている生活雑排水の浄化槽処理化の推進が課題となっています。
- ◆ 町内には雄大な自然に恵まれた水辺環境が数多くあり、そこには様々な動植物が生息し、人々が自然にふれあい楽しめる場所となっていることから、これらの環境を可能な限り適正な保全に努めるとともに、国土保全や公共性の高い事業のためにやむを得ず改変する場合には、現在の環境に十分配慮し、自然との調和を考慮した水辺環境の保全が求められています。

## (4) 公害対策の充実

- ◆ 公害には大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等あり、その要因は生活環境によるものや産業活動によるものなど様々であり、これらの発生を抑制するために各種法令による環境基準が設けてありますが、利便性や経済性が優先されるあまり、効果的で即効性のある対策を取りにくい傾向にあるため、関係機関と連携するとともに、住民や事業者の協力を得ながら公害防止対策に取り組む必要があります。



## 2 施策の方向性

### (1) 大切な財産を残す景観づくり

- ◆ 次代を担う子どもたちにわが町にある大切な財産を残すため、町の個性と魅力を最大限に活かし、自然環境と調和した景観づくりや地域の歴史・文化・自然に配慮したまちづくりを住民とともに推進し、住民自らの計画として共生・協働による景観づくりに努めます。

### (2) 地球環境保全の推進

- ◆ 国の政策に基づきながら町民、事業者、行政との協働により、様々な再生可能エネルギーの導入の可能性について検討するとともに、温室効果ガス排出量の低減対策の普及促進に努め、地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムを構築していくための積極的な取り組みを図ります。



### (3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 生活雑排水が河川などの自然環境に与える影響を最小限に抑えるため、合併処理浄化槽の普及率向上に努めます。
- ◆ 多種多様な魚族や植物を保護するため、水辺環境に配慮した護岸整備の推進を図ります。

### (4) 公害対策の充実

- ◆ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭）に関する発生源の根本的な解消に向けた取り組みを図ります。

### 3 施策体系

基本施策

#### 23 自然環境に優しいまちづくり

基本項目

(1) 大切な財産を残す景観づくり

(2) 地球環境保全の推進

(3) 水辺環境保全の推進

(4) 公害対策の充実

基本項目の展開

① 地域活性化計画による景観づくり

① 省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーに関する意識の啓発と導入の促進

② 温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組の推進

① 合併処理浄化槽の設置促進

② 自然景観や親水性に配慮した整備

① 低公害仕様の素材推進

② クリーンエネルギーへの転換促進

### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
合併処理浄化槽の設置率	60.0%	72.1%	12.1%増
農業集落排水施設への接続率	4.2%	4.6%	0.4%増
公害苦情件数	56件	30件	26件減
環境美化活動取組地区数	17 公民館	20 公民館 (全区)	3 公民館増

### 5 役割分担

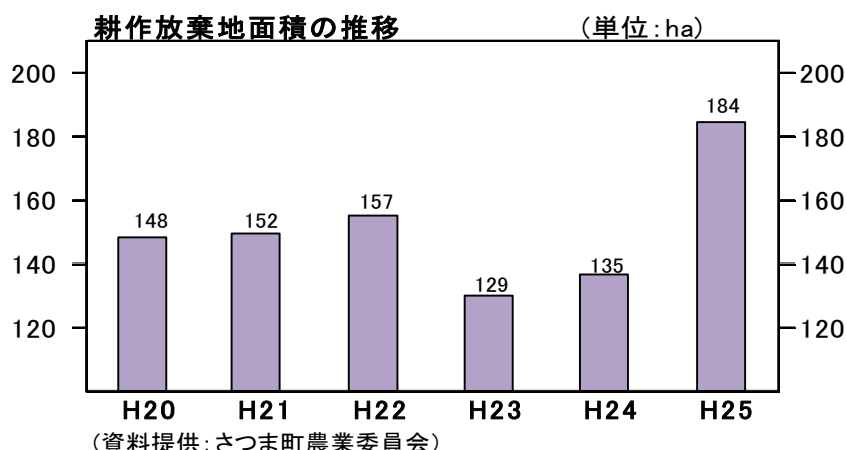
区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活用品を購入する時には低燃費・低公害・省電力製品の購入を検討しましょう。</li> <li>◆ 自家用車の使用を控え徒歩、又は自転車、バイク、バスなどを使用しましょう。</li> <li>◆ 家庭でゴミ等の焼却を行わないようにしましょう。</li> <li>◆ これまでの生活様式を見直し、省エネルギー社会の実現に向けて協力しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境配慮型の機器や設備の積極的な導入と適切な維持管理を行い、かつ、環境公害に関する様々な法令や基準を遵守し、汚染物質や公害の原因の抑制に努めましょう。</li> <li>◆ 事業所周辺や地域での環境活動等に積極的に協力しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町内における様々な環境問題を把握し、必要に応じて関係法令や基準を適用し、健全な環境が保てるよう努めます。</li> </ul>

〔基本施策 - 24〕 田園や森林を守り育てるまちづくり

1 現状と課題

(1) 農村・森林環境の保全

- ◆ 耕作者の高齢化や後継者・担い手不足等により、農業生産額や農業所得、耕作面積の減少が進み、耕作放棄地が拡大しており、健全な農村生活環境の保全対策が課題となっています。
- ◆ 多くの人工林が利用期を迎えている中で、今後、木質バイオマス発電施設等への木材需要が高まり森林伐採が進むことが予想されます。一方、多くの伐採跡地において高齢化や後継者不足等により再生林が行われていないことから、森林の有する公益的機能の発揮・維持が期待できなくなる恐れがあります。



2 施策の方向性

(1) 農村・森林環境の保全

- ◆ 農村地域防災減災事業や農村生活環境関連事業等の導入、多面的機能支払交付金（農地維持など）の有効活用により、安全・安心に暮らせる快適な農村生活環境づくりに努めます。
- ◆ 森林環境保全のため、鳥獣被害防止対策の強化に努めます。
- ◆ 良好な森林環境を創出し、将来にわたり森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成し、次世代へ継承する取り組みを図ります。

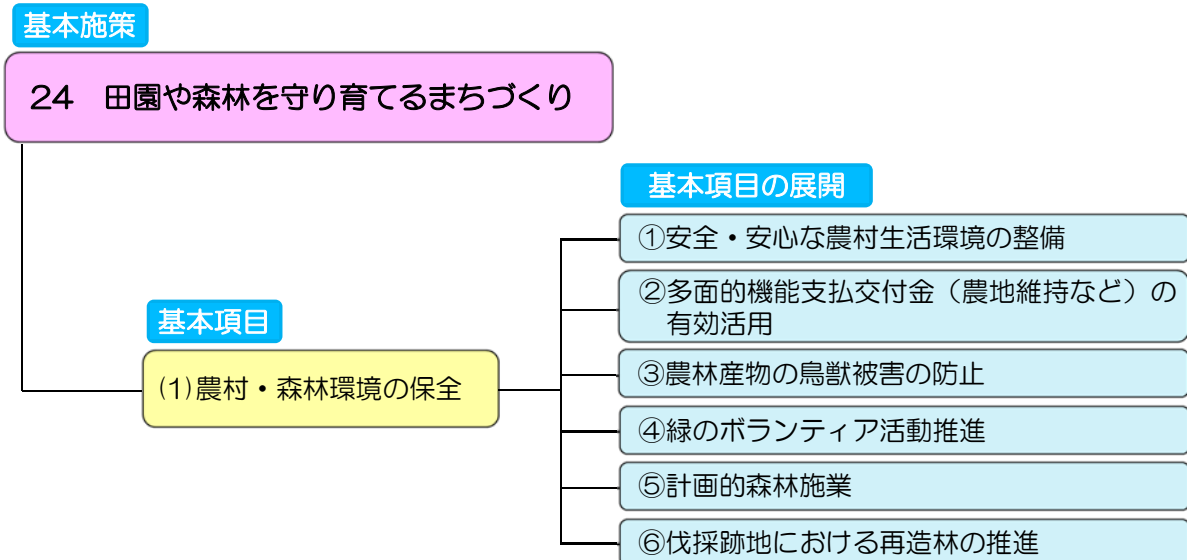


【鳥獣被害防止柵の設置】



【イノシシによる農作物被害の状況】

## 3 施策体系



## 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
多面的機能支払交付金（農地維持）の活用面積	808.5ha	1,200ha	48.4%増
多面的機能支払交付金（資源向上（共同））の活用面積	658.5ha	800ha	21.5%増
森林経営計画作成件数	11件	20件	81.8%増

## 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地の有効利用に努めましょう。</li> <li>◆ 伐採後の再造林に努めましょう。</li> <li>◆ 集落や地域の美化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地の有効利用に努めましょう。</li> <li>◆ 伐採後の再造林に努めましょう。</li> <li>◆ 多面的機能支払交付金を積極的に活用しましょう。</li> <li>◆ 耕作放棄地を活用し、経営規模拡大を図りましょう。</li> <li>◆ 農業用施設の点検を行い、補修は早め実施しましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多面的機能支払交付金の活用拡大を推進し、農地・農業用施設の保全活動の支援に努めます。</li> <li>◆ 安全・安心な農村環境を整備するため、県や関係機関と協議しながら各種事業の導入促進に努めます。</li> </ul>



〔基本施策 - 25〕 憩いの空間あふれるまちづくり

1 現状と課題

(1) 公園・緑地の整備

◆ 県立北薩広域公園など自然環境を活かした公園が整備され、緑あふれる憩いの空間として利用されていますが、老朽化した公園施設の安全管理と広大な公園敷地や公園施設の維持管理が課題となっています。

また、県立北薩広域公園の整備と併せた周辺整備により、更なる利便性と集客性の向上が求められています。

(2) 親水護岸施設的环境整備

◆ 川内川流域には、水辺の楽校や親水公園などが整備され住民の憩いの場として親しまれており、関係機関や地元団体と連携しながら除草等の環境整備を行っていますが、気候変動等による水辺環境の悪化や高齢化による地域の労力不足などが課題となっています。

(3) 野生動植物の保護対策と適正な管理の推進

◆ 紫尾山山頂周辺には針広葉混交林の天然林が分布し、南限をなすブナ林が発達し、高層木のアカガシやアカシデなどの常緑広葉樹やイヌガヤやモミなどの針葉樹、イヌザクラやコハウチワカエデなどの夏緑広葉樹が混成し、下層木としてツバキやカエデなどが自生するなど冷温帯林と温暖帯林が混在する貴重な生態系を形成しています。

また、川内川の氾濫原にはワンドが多く、沈水植物群落や浮葉植物群落など停滞水域に多い植物が生息しています。

なお、川内川支流の久富木川や穴川には県天然記念物に指定されているカワゴケソウが自生しています。



【親水公園における稚魚等の放流】



【県天然記念物指定のカワゴケソウ】

※氾濫原とは

河川の氾濫や河道の移動によってできた平野。河川の堆積（たいせき）物によって構成され、洪水時には浸水する。

※ワンドとは

河川敷にできた入り江など、河川の本来の流れとは分離された水域のこと。稚魚の生息場や魚類の休憩場となる。

## 2 施策の方向性

### (1) 公園・緑地の整備

- ◆ 公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な公園施設の維持管理や施設更新を行い安全管理に努めます。
- ◆ 指定管理者制度等により、公園規模や施設等の特色を活かした適正な公園管理に努めます。
- ◆ 県立北薩広域公園の再整備等による施設の充実や利便性の向上を図りつつ、自然環境と調和した憩いの空間づくりに努めるとともに、県立北薩広域公園の早期完成に向けた要望活動等による観光拠点づくりに努めます。
- ◆ 地域の豊富な自然を活かした県立北薩広域公園については、芸術性や文化性を備える施設として整備が進められていることから、これらの早期完成に向け、県との連携を図りつつ、隣接するちくりん公園などの再整備により、周辺の一体的な利活用と魅力アップに努めます。

### (2) 親水護岸施設的环境整備

- ◆ 地元団体等との連携による清掃・除草等の通常管理を行うとともに、川内川河川事務所や県立北薩広域公園等関係機関との連携による水辺施設や公園施設等の管理を行い、川内川流域の豊かな自然に配慮した水辺環境の整備に努めます。

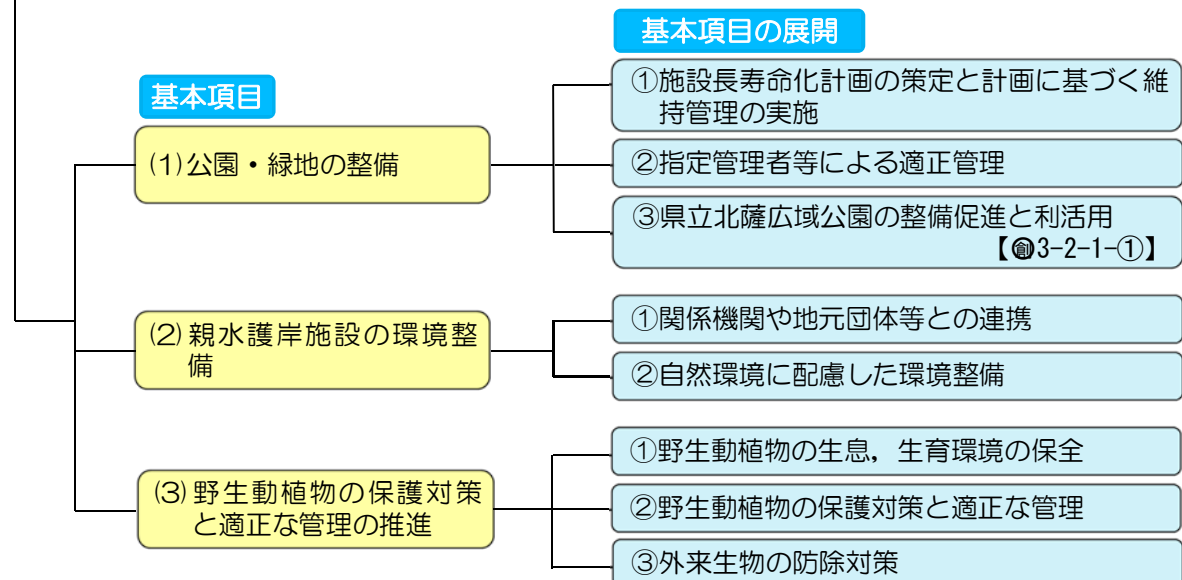
### (3) 野生動植物の保護対策と適正な管理の推進

- ◆ 紫尾山や川内川などをはじめとする、野生動植物の生息・生育環境の保全と併せて、文化財保護法や絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律などの適切な運用に努めます。
- ◆ 国や県、地域の関係団体と連携しながら、外来生物の適切な飼育や栽培の啓発、防除活動の推進に努めます。

## 3 施策体系

### 基本施策

#### 25 憩いの空間あられるまちづくり





【整備が進められる県立北薩広域公園】

#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
水辺や野山の生き物の生息状況の満足度	45.1%	50%以上	4.9%以上増
水や緑など自然に親しめる場の整備状況の満足度	48.9%	50%以上	1.1%以上増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境に配慮した公園・緑地の利用を心がけましょう。</li> <li>◆ 野鳥の巣を壊したり，森林や水辺にごみを捨てたりするなど，自然を壊す行為は慎み，野生動植物の生息・生育環境の保全に協力しましょう。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料などは適正に使用しましょう。</li> <li>◆ 動植物をむやみに採取，採集することはやめましょう。</li> <li>◆ 外来生物の飼育や栽培は適切に行い，最後まで責任を持ちましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 野生動植物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。</li> <li>◆ 開発行為等を行う場合は，法令等を遵守し，動植物，生態系への負荷軽減に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然環境に配慮した公園緑地管理を行い，憩いの空間の提供に努めます。</li> <li>◆ 自然公園や自然遊歩道，水辺公園などの自然と触れ合える場の整備と管理に努めます。</li> <li>◆ 野生動植物の生息・生育環境の保全を図ります。</li> <li>◆ 野生動植物の保護対策と適正な管理の啓発を図ります。</li> <li>◆ 外来生物の防除対策を図ります。</li> </ul>



## 〔基本施策 - 26〕 ごみ減量化・リサイクルを推進するまちづくり

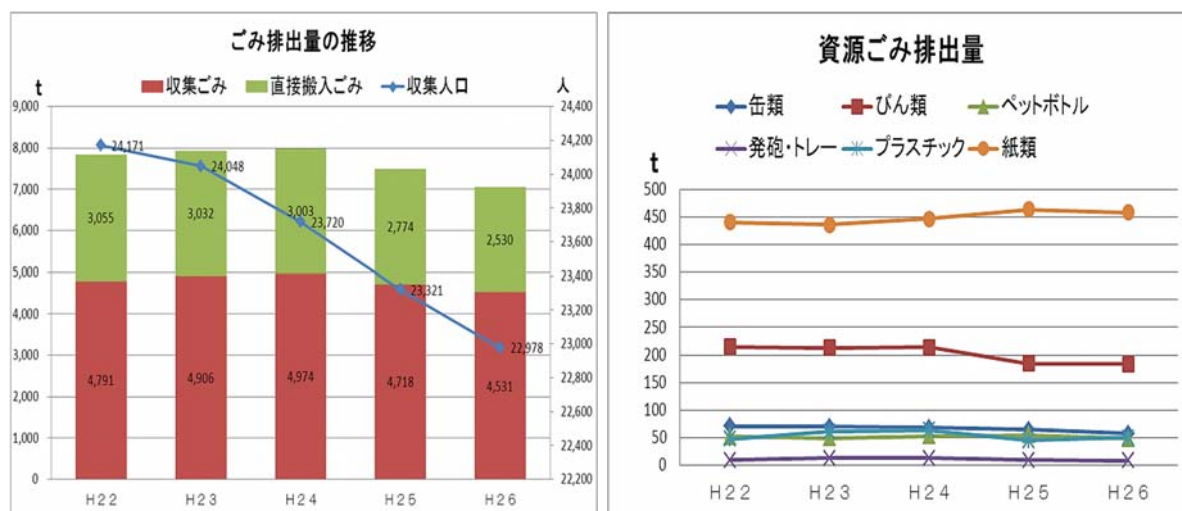
## 1 現状と課題

## (1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ 本町のごみ分別は現在、可燃ごみ1，資源ごみ14，不燃ごみ6の21品目で行っているものの、循環型社会の形成を実現するには、更なるごみの減量化と可燃・不燃ごみを資源ごみ化へと推進することが求められています。
- ◆ ごみ全体の排出量は平成25年度以降減少傾向にあり、この内資源ごみ排出量についても年々減少傾向にあります。ごみ全体の排出量をより一層抑えるためには、リサイクル（再生利用）と併せてリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進が不可欠であり、住民や事業者等の更なる理解と協力が求められています。

## (2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 循環型社会を実現するためには、廃棄物処理施設（クリーンセンター）の存在が不可欠ですが、現在の施設は稼働後18年経過し更新時期が迫っており、施設更新には多額の経費を要することから、既存施設の計画的な維持管理と長寿命化対策が不可欠になります。



## 2 施策の方向性

## (1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ さつま町一般廃棄物処理基本計画（以下「廃棄物処理計画」という。）に基づき、より一層のリサイクル、リデュース、リユースなど循環型社会の形成を推進し、環境への負荷の軽減に努めます。
- ◆ 廃棄物の不適正処理を未然に防ぎ、早期発見・早期対応を図るため関係機関と連携して監視体制の強化と啓発に努めます。

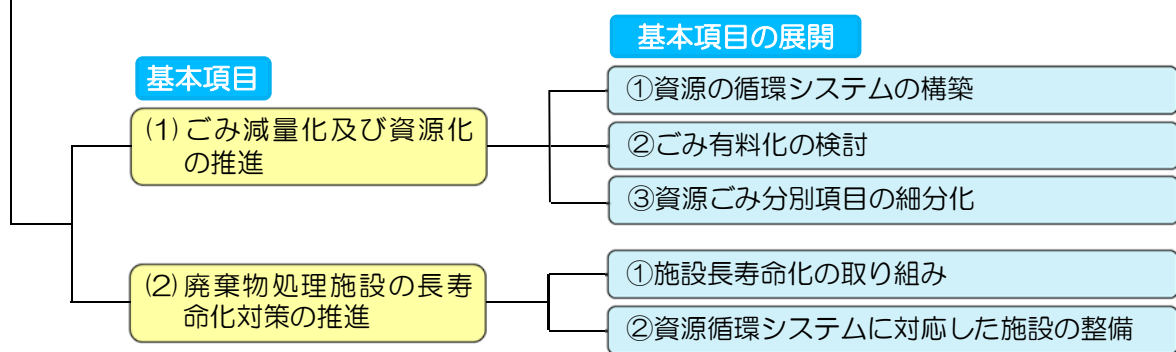
## (2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 廃棄物処理計画に基づき、廃棄物を適切かつ継続的に処理できるよう処理施設の適正な維持・管理に努め、施設の長寿命化に努めます。

### 3 施策体系

基本施策

#### 26 ごみ減量化・リサイクルを推進するまちづくり



### 4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
収集ごみ（可燃・不燃）の量	3,974 トン	3,180 トン	20%減
収集ごみ（資源）の量	557 トン	724 トン	30%増
直接搬入ごみ（可燃・不燃）の量	2,279 トン	1,824 トン	20%減
直接搬入ごみ（資源）の量	251 トン	301 トン	20%増
資源ごみのリサイクル率	11%	20%	9%増

### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 決められたごみ出しのルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取り組みに協力しましょう。</li> <li>◆ リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事務用品等はグリーン購入に努めるとともに、3R運動に努め、廃棄物は適正に処理・処分しましょう。</li> <li>◆ 長期間使用可能な製品の開発や販売、リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適切にごみ処理を推進するとともに、3R運動を推進し、ごみの減量化・リサイクルの積極的な推進に努めます。</li> <li>◆ 環境教育、環境学習の充実を図ります。</li> <li>◆ 不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。</li> </ul>

## 〔基本施策 - 27〕 環境美化意識が充実したまちづくり

## 1 現状と課題

## (1) 環境教育・学習の充実

- ◆ 本町では出前講座や広報紙、ホームページ等を通じて環境に関する啓発や情報提供を行っています。十分な効果が得られていないのが現状です。
- ◆ 町民・地域や町内事業所が個々に取り組んでいる環境活動などの情報収集や情報提供など十分とは言えない状況であり、今後はあらゆる機関や団体、個人、地域等に対して、相互に環境情報の交換ができるシステムづくりへの取り組みが求められています。



【不法投棄の回収作業】



【女性団体によるEM菌団子づくり】

## 2 施策の方向性

## (1) 環境教育・学習の充実

- ◆ 町民や事業者が意欲と主体性を持って環境問題に取り組めるよう出前講座等による環境教育・環境学習の充実に努めます。
- ◆ 県や町などの行政や町民・地域が取り組んだ環境に関する活動内容やその結果を広報紙やホームページ等を活用して公表し、環境に関する意識の向上に努めます。

## 3 施策体系

## 基本施策

## 27 環境美化意識が充実したまちづくり

## 基本項目

## (1) 環境教育・学習の充実

## 基本項目の展開

- ① 出前講座による環境教育の充実
- ② 小、中学校における環境教育の充実
- ③ 花いっぱい運動の推進
- ④ 環境情報の提供ツールの充実

#### 4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
環境教育, 環境学習の状況の満足度	19.1%	20%以上	0.9%以上増
イベントや取組など環境情報の入手状況の満足度	23.2%	26%以上	2.8%以上増
ごみの分別や出し方のマナーの満足度	65.3%	70%	4.7%増

#### 5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出前講座等を利用し、環境学習に取り組みましょう。</li> <li>◆ 環境に関する情報に関心を持ち、できる事から取り組みましょう。</li> <li>◆ ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。</li> </ul>
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境に関する情報に関心を持つとともに、必要に応じて環境に関する情報、環境保全に関する取り組みの状況などを町民に提供しましょう。</li> <li>※ ◆ IS014001 規格や、環境活動評価プログラム（エコアクション21）といったマネジメントシステム取得に取り組みましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出前講座をベースとして、環境教育・環境学習に関する全体的な計画の検討を進めます。</li> <li>◆ 環境学習プログラムを作成し、環境教育・環境学習に必要な資料、教材の充実を図ります。</li> <li>◆ 広報紙や町のホームページを活用し、町民・事業者が必要とする環境に関する適切な情報提供に努めます。</li> </ul>

※IS014001 規格とは

組織が環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)を確立し、文書化し、実施し、かつ、維持すること。また、その環境マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために要求される規格のこと。

※環境活動評価プログラム（エコアクション21）とは

環境省が環境の国際規格「IS014001」を基にガイドラインをつくり、2004年から始まった認証・登録制度で、二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などが対象となる。